富士吉田市公告第63号

下記のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行うので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の６第１項及び富士吉田市財務規則第180条の規定により公告する。

令和８年11月４日

富士吉田市長　堀　内　　茂

１．対象業務

（１）件　　名　　災害用コンテナ関連一式の購入

（２）履行場所　　富士吉田市立病院　管理課

（３）概　　要　　富士山の噴火時において、継続的な医療を必要とする患者に対し確実に医療を提供するため、医療用コンテナ及びそれに付随する医療機器等を整備するもの。

（４）納　　期　　令和９年３月31日

（５）予定価格　　事後公表

２．入札参加資格

富士吉田市における物品の入札参加有資格者名簿（医療用機械器具）に登載され次の条件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

（３）入札日の前６か月以内に、手形又は小切手の不渡りを出していないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受け、入札の日において２年以上を経過していること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされていないこと。（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)。

（５）富士吉田市暴力団排除条例(平成24年条例第16号)第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）または暴力団員等がその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

（６）入札資格審査時に富士吉田市税を完納していること。(本市内に本店、支店、営業所の入札参加登録がある場合)。

（７）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触しないこと。

３．入札参加手続等

（１）申請書等（所定様式のもの）の配布方法

ア　配布開始：令和８年11月４日（水）から

イ　配布方法：富士吉田市ホームページからダウンロードすること。
（管財契約課の窓口でも可。但し、土・日・祝祭日を除く。）

（２）申請書等の提出方法

ア　提出期限：令和８年 11 月 16 日（月）午後５時まで（土・日・祝祭日を除く。）

イ　提出場所：富士吉田市総務部管財契約課

ウ　提出方法：提出場所に郵送（必着）、もしくは直接持参する。

（３）提出書類（所定の様式は市のホームページからダウンロードすること。）

ア　物品購入等一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号の３）　1 部

イ　物品納入実績調書（様式第２号の３）　1 部

ウ　誓約書（様式第４号の３）　1 部

エ　その他必要書類

４．仕様書の閲覧

（１）方　法：富士吉田市ホームページに掲載するので、各自必要に応じて閲覧・ダウンロードすること。

（２）期　間：令和８年 11 月４日（水）から

５．仕様書に対する質問等

（１）仕様書に関する説明会は行わない。

（２）仕様書に関する質問等がある場合は、質問書に記載し次のとおり電子メール、FAX、直接提出の方法で提出すること。

ア　受付期限：令和８年 11 月 16 日（月）午後５時

イ　受付場所：富士吉田市総務部管財契約課

メールアドレス：kanzai-keiyaku@city.fujiyoshida.lg.jp

FAX 番号：0555-22-0703

（３）富士吉田市ホームページに回答を掲載する。なお、質問等がない場合は掲載しない。

回答日　：令和８年 11 月 19 日（木）※午後５時までに掲載する。

６．入札書

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

７．入札書の提出方法

一般書留、簡易書留もしくは特定記録郵便により郵送または直接持参する。内封筒表側には、「入札書在中」と表記し、件名、納入場所、及び参加者商号又は名称、氏名を記載すること。入札書を封かんした上で糊付け部分に割印を押印し提出すること。

送付書類　　入札書（内封筒に封かん）

提出期限　　令和８年 11 月 26 日（木）　　午後５時（必着）
送付先　　〒403-8601　山梨県富士吉田市下吉田六丁目１番１号
富士吉田市総務部管財契約課

８．　開札

日　時　　令和８年 11 月 27 日（金）午前９時
場　所　　市役所３階大会議室
入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は委任状を提出すること。

９．入札の無効

次の入札は無効とします。

（１）郵便入札の手引きに定めた入札の無効に該当する入札
（２）本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
（３）申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札
（４）入札心得等入札に関する条件に違反した入札
（５）入札参加資格の確認を受けた者で、入札時において、入札に参加する者に必要な要件を満たさなくなった者の行った入札

10. 入札方法

この入札は郵便入札とする。「郵便入札の手引き」を参照すること。

11. 落札者の決定方法

富士吉田市財務規則第 185 条第１項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札執行後に入札参加資格の確認を行い、資格を有する者を落札者とする。

落札者には電話にて連絡し、後日、入札結果を市のホームページに掲載する。

12. その他

（１）最低制限価格制度　　なし
（２）前金払　　しない
（３）部分払い　　しない
（４）契約書作成の要否　　要
（５）入札保証金　　免除
（６）契約保証金　　免除
（７）談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。
（８）別に掲げる「入札説明書」「郵便入札の手引き」を必ず確認すること。
（９）不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市総務部管財契約課
〒403－8601　富士吉田市下吉田六丁目１番１号　電話0555－22－1111内線299